

問 9

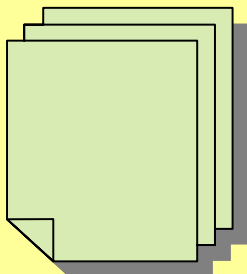
# 施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の7)

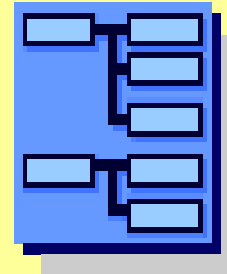
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請:特定建設業者が、  
**3,000万円(建築一式 4,500万円)**  
以上を下請に出すときに作成



施工体制台帳



施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」です。  
(建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)

元請業者

〈 必要 〉

一次下請 (建設工事の請負金額) 2000万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 1500万円

測量業者 (測量の委託契約) 50万円

資材業者 (資材の売買契約) 500万円

警備業者 (警備の請負金額) 100万円

運搬業者 (運搬の請負金額) 100万円

3500万円 ≥ 3000万円

元請業者

〈 不要 〉

一次下請 (建設工事の請負金額) 1000万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 300万円

一次下請 (建設工事の請負金額) 1500万円

測量業者 (測量の委託契約) 500万円

資材業者 (資材の売買契約) 100万円

警備業者 (警備の請負金額) 100万円

2800万円 < 3000万円

## 何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

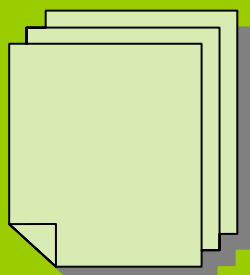
- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）
- ③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようというものです

施工体制台帳は、**公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません**。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。（建設業法施行規則第14条の7）

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

## [工事施工体制台帳]の提出・閲覧・保存



施工体制台帳

現場に据え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)



公共工事

写しの提出

民間工事

発注者の閲覧

